

懲戒処分の公表

令和5年6月23日

豊橋市長 浅井 由 崇

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	豊橋市民病院 看護局
職種又は職務の級	看護師
年齢	28歳
性別	女
処分内容	減給 10分の1 1月
処分理由（事案概要）	
（概要）	令和4年8月1日（月）午後10時15分頃、帰宅のため自動車を運転中、神野新田町地内の路上で安全運転義務違反により歩行者との衝突事故を起こし、相手方に怪我を負わせた。
（処分理由）	地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。
処分年月日	令和5年6月23日